

# 平成28年第2回 飯塚市議会会議録第1号

平成28年4月8日（金曜日） 午前10時00分開議

## ○議事日程

日程第1日 4月8日（金曜日）

第1 開 会

第2 会期の決定

第3 議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

1 議案第78号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）  
（ 総務委員会 ）

2 議案第79号 訴えの提起（市有土地の明渡し等）  
（ 総務委員会 ）

第4 議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

1 議案第80号 専決処分の承認（飯塚市税条例等の一部を改正する条例）  
（ 総務委員会 ）

2 議案第81号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）  
（ 厚生委員会 ）

第5 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

1 議案第78号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）

2 議案第79号 訴えの提起（市有土地の明渡し等）

第6 常任委員会委員長報告

1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

（1）議案第80号 専決処分の承認（飯塚市税条例等の一部を改正する条例）

2 厚生委員長報告（質疑、討論、採決）

（1）議案第81号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

第7 署名議員の指名

第8 閉 会

## ○会議に付した事件

議事日程のとおり

## ○議長（鯉川信二）

これより、平成28年第2回飯塚市議会臨時会を開会いたします。

会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

「議案第78号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」及び「議案第79号 訴えの提起(市有土地の明渡し等)」、以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長(田中秀哲)

ただいま上程になりました議案のうち、まず予算関連議案から提案理由の説明をいたします。

「議案第78号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」につきましては、別冊の「補正予算書」によりご説明いたします。

1ページをお願いいたします。第1条で、既定の予算に49万4千円を追加して、予算の総額を717億2049万4千円にしようとするものでございます。今回の補正は、平恒地区市有土地明渡し等請求訴訟に係る所要額を補正するものでございます。なお、内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で予算関連議案の説明を終わります。

続きまして、予算関連議案以外の議案についてご説明いたします。

「議案書」をお願いいたします。1ページをお願いいたします。「議案第79号 訴えの提起」につきましては、賃貸借契約を締結した市有土地を目的外に使用し、貸付地以外の部分を不法占有し、契約期間満了後も明渡しに応じない事業者に対して、福岡地方裁判所飯塚支部に明渡し等請求訴訟を提起するものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長(鯉川信二)

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。13番 佐藤清和議員。

○13番(佐藤清和)

議案第79号に対して質疑をいたします。確かに契約書には資材置き場とありますが、営利目的となっているところがあります。今までの説明では、営利団体には営利目的として契約しているというふうにお聞きしておりますが、私が危惧するのは裁判になったときに、市の不手際ではないかと思われ、結果、税金を使うようなことにならないかということをお心配しております。この裁判において、執行部の見解をお伺いいたします。起こすことによって、メリットになるのかどうか。ちゃんと終わるのかどうか。

○議長(鯉川信二)

管財課長。

○管財課長(山本雅之)

今、ご質問の件でございますが、このことにつきましては顧問弁護士と十分協議を行いながら話を進めてまいりました。そして裁判においては、市として十分勝訴できるというような判断で裁判を進めているというところでございます。また、営利目的のことでございますが、これにつきましては、貸付地上での営業行為を認めるというものではございませんので、答弁させていただきます。

○議長(鯉川信二)

13番 佐藤清和議員。

○13番(佐藤清和)

だから、私、前回もそうやって裁判されて、和解して、これとは別なんでしょうけど、なっている事案もあるわけです。何年前かの予算委員会で出ておりましたけども、こういう事案のときは、他の弁護士にも相談することは必要ではないかというふうに考えておりますので、このことについてはまた別の機会を捉えて、言わせていただきたいと思います。

それでは、問題になったのが砂ふるい機をかけて営業されたというところからでしょうけども、

その後市としてどういうふうな、何回交渉されて、どういうふうな指導されたのか、お伺いいたします。

○議長（鯉川信二）

管財課長。

○管財課長（山本雅之）

砂ふるい機の問題の以降です。大体8月くらいからだと思いますが、直接、財務部がお伺いしましてお話ししたのが3回ほど。そしてその後、双方、代理人弁護士を立てました。市のほうからは文書として6回、相手方からは文書として5回、そして1度直接、双方の代理人弁護士が面会されて、この問題についてのいわゆる協議、問題解決を図ろうといたしました。現在に至っております。以上でございます。

○議長（鯉川信二）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

それでは次に、市内で、この借地に賃貸契約を結んでいるところで、他にこのような事案がないかどうか。不法に広げて使っているとか、目的外使用とかされているところが他にないかどうか、お伺いいたします。

○議長（鯉川信二）

管財課長。

○管財課長（山本雅之）

普通財産貸付けについては、今ご指摘のようなことはございません。

○議長（鯉川信二）

13番 佐藤清和議員。

○13番（佐藤清和）

この問題については、和解して、その後に契約したわけですが、そのときに相手方がどこで仕事をする、だから観音山が資材置き場になると確認されたのかどうか、この裁判で何が残るのか、このことで、この会社が倒産する可能性もあると思いますが、そのときの責任所在等を委員会でも審査していただけますように要望して、終わります。

○議長（鯉川信二）

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

本案2件は、お手元に配付いたしております、議案付託一覧表のとおり、総務委員会に付託いたします。

「議案第80号 専決処分の承認（飯塚市税条例等の一部を改正する条例）」及び「議案第81号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（田中秀哲）

ただいま上程になりました議案についてご説明いたします。

「議案書」をお願いいたします。6ページをお願いいたします。議案第80号と次の議案第81号の2件の「専決処分の承認」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めますのでございます。

第80号の「飯塚市税条例等の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の改正に伴い、市民税と固定資産税の一部に係る個人番号の義務付けの見直しを行い、関係規定を整備するものでございます。

11ページをお願いいたします。第81号の「飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法施行令の改正に伴うもので、医療保険分の賦課限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金分の賦課限度額を17万円から19万円に引き上げ、均等割・平等割の減額対象の範囲を拡大するものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（鯉川信二）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

本案2件は、お手元に配付いたしております、議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたしますので、その間において、各委員会の開催をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。

総務委員会に付託していましたが、「議案第78号」及び「議案第79号」、以上2件を一括議題といたします。

総務委員長の報告を求めます。22番 城丸秀高議員。

○22番（城丸秀高）

総務委員会に付託を受けました議案2件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第78号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）」および「議案第79号 訴えの提起（市有土地の明渡し等）」以上2件については、関連があるため一括議題とし、執行部から、補正予算書および議案書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました、この裁判をすることで何が残るのか、またこれにより相手方の会社は倒産する可能性もあるが、そのときの責任の所在はどこにあるのかということについては、本件についての市の責任はないと考えているという答弁であります。

次に、委員会における質疑応答の主なものとして、本件について市有土地賃貸借契約の連帯保証人に交渉したのかということについては、本件については契約者双方で代理人弁護士を立てて交渉しているため、連帯保証人とは交渉していないという答弁であります。

次に、市はいつから不法占有の状態に至ったと認識しているのかということについては、現時点では当初貸付け部分については契約解除とした12月時点、当初貸付け以外の部分については利用時点から不法占有されているものと認識しているという答弁であります。

次に、本件は不動産侵奪罪で告発すべきではないかということについては、市の顧問弁護士に確認したが、同罪が適用される要件は厳しく、現時点では適用とはならないとの見解を得ているという答弁であります。

次に、直近で現地に立ち入って状況を確認したのはいつか、また確認の内容はどのようなものかということについては、直近では1月6日に、管財課長以下市職員で相手方立会いの上で占有部分の確認を行い、確認杭などの写真を撮ったとの答弁であります。

次に、なぜ砂ふるい機の稼働はとめられないのか、とめるように伝えたのかということについては、稼働停止については代理人を通じて文書にて通知しているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から本案に賛成するが、本件に関する市の対応についてはさまざまな点で市が襟を正す部分があると考えている。また刑事告発や民事における仮処分手続きについても行うべきであるという意見が出され、採決を行った結果、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は、議案第78号、第79号に賛成し、討論を行います。

議案第79号は、市有地を不法占有し、契約違反により貸付契約を解除した嘉飯山砂利建設株式会社に対し、市有土地の明け渡しと損害金の支払い等を求めるもので、議案第78号は、そのための弁護士謝礼金49万4千円を補正で予算計上するものであります。

市有地を不法占有し、契約違反により貸付契約を解除したにもかかわらず、撤退どころか、不法占有地を拡大しているものに対して、土地の明け渡しを請求し、訴えを起こすのは市民の財産を適切に管理すべき市の立場として当然のことです。地元での騒音に悩まされ、粉じんや大型ダンプの往来の苦しみを一刻も早く解決するとともに、この異常事態を速やかに解決し、失われた市民の信頼を回復しなければなりません。

ところで、この不法占有は所有者の占有を排除し、これを自己または第三者の占有に移していること、さらに不動産の種類、占有侵害の方法・態様、占有期間の長短、原状回復の難易、占有排除・占有設定の意思の強弱、相手方に与えた損害の有無を総合的に判断すれば、刑法235条2項に該当していると考えられます。不法占有地には長期使用を決意したコンクリート構造物も構築されている事実を明らかにし、日本共産党の代表質問でも示したとおり、国は国有地について、不動産侵奪罪等に該当する事案の取り扱いについて、平成13年3月30日、同22年改正を、財務省理財局長が通知を出しています。この通知は、調査、警告、告発と並行して民事上の措置をとることとしており、刑事告発とともに返還請求と損害金の支払い、また現状変更のおそれがある場合は速やかに仮処分命令を申請して、土地の保全を図ることとしています。この国の通知を参考に準備を進め、今回の民事における土地明け渡しの提訴に続いて、土地の保全のために仮処分命令、刑事告発を行うべきであります。

この民事訴訟により市民の財産を回復、保全し、市の財産を公然と犯す悪質なものに対しては刑事告発を行い、罰を与えて市民の信頼を回復するとともに、飯塚市役所に蔓延する嘉飯山砂利建設株式会社に対する長期にわたる特別扱いを一掃する覚悟がなければなりません。

この特別扱いについては、例えば第1、明星寺地区採石場跡地に係る裁判の和解事項の履行責任は、嘉飯山砂利建設、坂平聖治、新進工業有限会社、そして飯塚市とそれぞれに独立してあるにもかかわらず、市が移転先をあっせんしたこと。第2、和解事項が履行されず、紛争状態が解消したわけでもないのに、市有地を貸付けたこと。第3、貸付けに当たって都市建設部長が嘉飯山砂利建設に代わって、すべての実務を行い、決裁に責任のある職員たちがきちんとチェックすれば2週間はかかるものを、4月7日申請、翌日の決裁、あっという間に決裁を完了したこと。第4、一時的仮資材置き場といいながら、何を運び込むかリストも作らせなかったこと。第5、明星寺地区採石場に埋め込んでいた大量の産廃古タイヤを貸付地以外に放棄しても、地元住民から通報を受けたが、積み上げて貸付地外でも擁壁にすれば問題はないと容認し、事実上追加貸付けの意思を既に示したこと。第6、契約に違反して、管理小屋が無断で設置され、電気設備が何の相談もなく設置されても、地元自治会の承諾を添えて設置許可申請を出させて追認したこと。

第7、市議会で明らかになり、契約解除で対抗すべきと指摘され、市有地貸付けに関して、ようやく都市建設部のかかわりをやめさせ、財務部管財課の責任にすることにしたが、不法占有地については追加貸付けによって解消しようとしたこと。第8、貸付地外に大規模に資材を展開し、砂ふるい機が組み立てられ稼働していて、顧問弁護士が不法占拠だと指摘していたにもかかわらず、市議会で問われてもその事実を隠していたこと。このようなポイントについて、チェックする必要があります。

この嘉飯山砂利建設に対する市の特別扱いについては、清潔で透明な市政運営の根幹にかかわるものとして、日本共産党は、昨年の明星寺地区採石場跡地をめぐる和解に対する宮嶋つや子市議が賛成討論の締めくくりで、次のように指摘していたことを紹介しておきたいと思います。

「最後に、和解にかかる費用1億7600万円の支出については、さまざまな不法行為を繰り返してきた業者に対して、法令に照らして厳正な態度を長年にわたってとらなかった、そして他人の土地への産廃中間処理施設の違法設置と営業を放置したうえで許可申請すれば認めるというような指導をしてきた福岡県及び本市に重要な責任があることを厳しく指摘しておきます。」

この指摘を、市長と幹部はどのように受け止めたのでしょうか。今回の問題についての日本共産党の3月議会での代表質問に対し、市長は答弁に立たず、財務部長に毅然と対応すると答弁させました。真に市長が毅然たる態度で解決に臨むためには、この異常事態が生じた根源まで徹底調査し、その結果を市民に公表するとともに、その事実と懲戒基準に照らして、市長は自らと関係幹部を適切に処分するなど、市民の前で自ら襟を正すべきであります。また、この訴訟の提起の付託を受けた、先ほど行われました総務委員会については、審議するにあたり、不法占拠された市有地内部の現地調査を提案されても拒否するなど、市民の期待に応える決意が不足していると指摘せざるを得ません。

今回、土地の明け渡しを請求する提訴は、清潔で透明、公正な市政運営を要求する市民世論の反映があるとはいえ、なお刑事告発をためらい、不法占拠地内の占有地内の構造物の構築の状態を写した写真を顧問弁護士に見せないなどの状況があります。根深い嘉飯山砂利建設勢力への特別扱いは、なお払拭されていないと言わざるを得ず、このなれ合いの背景に何があるのか、政治家の関与を含めた徹底調査と、それに基づく厳正な措置が必要です。悪質なものを相手に、奪われた土地を取り戻し、地元で騒音に悩まされ、粉じんや大型ダンプの往来に苦しむ住民を初め、市民が納得のいく解決を図るには、今回、民事訴訟による土地明け渡しと損害賠償請求とともに、土地保全のための必要な措置の仮処分命令を申請し、並行して速やかに刑事告発することが不可欠であります。以上で私の討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第78号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第79号 訴えの提起（市有土地の明渡し等）」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

各常任委員会に付託していました、「議案第80号」及び「議案第81号」、以上2件を一括

議題といたします。

総務委員長の報告を求めます。22番 城丸秀高議員。

○22番（城丸秀高）

総務委員会に付託を受けました、「議案第80号 専決処分の承認（飯塚市税条例等の一部を改正する条例）」について、審査した結果を報告いたします。

本案については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、委員の中からマイナンバー制度に関連した改正であるため本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、賛成多数で、承認すべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

議案第80号は専決処分の承認ですが、個人情報漏えいが大問題になっているマイナンバーに関する事項を、今回改正にも関わらず、法人について残すものであり、市民の利益に反するもので認められません。以上で討論を終わります。

○議長（鯉川信二）

他に討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第80号 専決処分の承認（飯塚市税条例等の一部を改正する条例）」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、承認されました。

次に、厚生委員長の報告を求めます。16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

厚生委員会に付託を受けました、「議案第81号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について、審査した結果を報告いたします。

本案について、執行部から議案書並びに資料に基づき補足説明を受け、審査を行いました。

その質疑応答の主なものとして、毎年、専決処分により、賦課限度額の改正議案が上程されているが、国の地方税法の改正及び市への通知の時期はどのようになっているのかという問いに対して、3月29日に県より国会での法案審議の状況の情報提供があり、その後、3月31日付で国から地方税法等の改正法施行についての正式な通知があったものであるという答弁であります。

次に、賦課限度額については、法定の範囲内で市町村が独自に設定することはできないのかということについては、地方税法では、賦課限度額は、「政令で定める金額を超えることができない」という規定がなされている。このため、市町村の判断により、条例で賦課限度額を変えることは可能であるという答弁であります。

以上のような審査の結果、委員の中から今回の改正により、賦課限度額は最高で89万円となるため、市民の暮らしと生活を守る立場に立って、国の地方税法の改正をそのまま受け入れるのではなく、市独自の限度額の設定を行うべきであり、本案に対して反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（鯉川信二）

厚生委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの議案第81号に反対の立場から討論を行います。

国民健康保険税条例の一部改正は、賦課限度額を国保分で2万円引き上げて54万円、後期高齢者支援分で2万円引き上げて19万円、あわせて4万円引き上げて89万円にするものです。この引き上げは3年連続で、平成25年度と比較すると、国保分で3万円、後期高齢者分で5万円、介護分で4万円、合計で12万円もの引き上げになります。

市の試算によりますと、今回該当する世帯は国保分30世帯で約649万円、後期高齢分は85世帯で約718万円、総額で1366万7800円もの負担増になります。4人世帯で所得が500万円の方が、そのぐらいの方が該当するということですが、所得500万円で89万円の国保税だと、所得の17.8%です。この間、所得はふえていないのに12万円負担がふえるのです。

福岡県下で一番高い飯塚市の国保税が市民を苦しめています。さらに重い負担が市民にのしかかることとなります。国の地方税法の改正が3月29日で、国から通知があったのが3月31日。そして4月1日に専決処分をする。議会で論議するいとまがないということでの専決処分ですが、これが毎年のように続いています。

国保税の賦課限度額については、法定の額の範囲内で市が独自に限度額を設定できることは市も認められました。国の言いなりでなく、市民の暮らし、医療を守る立場に立ち、負担の軽減を図るべきであり、この賦課限度額の引き上げは認められません。以上です。

○議長（鯉川信二）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第81号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、承認されました。

署名議員を指名いたします。9番 兼本芳雄議員。22番 城丸秀高議員。

以上をもちまして、本臨時会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして平成28年第2回飯塚市議会臨時会を閉会いたします。おつかれさまでした。

午後 2時34分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

( 出席議員 26名 )

1番	鯉川信二	14番	江口徹
2番	松延隆俊	16番	吉田健一
3番	瀬戸光	18番	明石哲也
4番	勝田靖	19番	藤浦誠一
5番	光根正宣	20番	上野伸五
6番	奥山亮一	21番	田中博文
7番	川上直喜	22番	城丸秀高
8番	宮嶋つや子	23番	古本俊克
9番	兼本芳雄	24番	道祖満
10番	永末雄大	25番	平山悟
11番	守光博正	26番	坂平末雄
12番	田中裕二	27番	森山元昭
13番	佐藤清和	28番	梶原健一

( 欠席議員 2名 )

15番	福永隆一
17番	秀村長利

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 田代文男

次長 許斐博史

議事総務係長 林利恵

書記 宮嶋友之

議事調査係長 太田智広

書記 岩熊一昌

書記 山本恭平

◎ 説明のため出席した者

市長 齊藤守史

副市長 田中秀哲

教育長 片峯誠

上下水道事業管理者 梶原善充

企画調整部長 森口幹男

総務部長 石田慎二

財務部長 高木宏之

経済部長 田中淳

市民環境部長 大草雅弘

こども・健康部長 森田雪

福祉部長 古川恵二

都市建設部長 菅成微

上下水道局次長 中村武敏

教育部長 瓜生守

地域連携都市政策室長 久原美保

企画調整部情報化推進担当次長 大庭章司

公営競技事業所長 井出洋史

市民環境部次長 吉原文明

都市建設部次長 鬼丸力雄

会計管理者 安永明人

管財課長 山本雅之

議 長

副 議 長

署名議員 番

署名議員 番

